令和８年度相模原市自動運転実証運行業務委託仕様書

１　主な業務内容

（１） 自動運転車両等の運行準備

① 自動運転車両の調達

② 関係機関協議

③ 走行設定

（２）自動運転実証運行の事業計画作成

（３）自動運転実証運行の実施

（４）業務実施体制の構築

（５）アンケート実施

（６）デジタルリテラシーの向上

（７）報告書作成

（８）特記事項

①　業務の再委託

②　業務委託料の支払

③　委託業務の履行にあたる疑義

２　作業項目

（１） 自動運転車両等の運行準備

① 自動運転車両の調達

受託者は、次に掲げる事項をすべて満たす自動運転車両を調達すること。

ア　走行中に自動運転と手動運転を切り替えることが可能な自動運転システムを備えていること。

イ　座席数１１席（運転席除く）以上であること。

ウ　自動運転時に時速３５㎞以上での走行が可能であること。

エ　遠隔で監視を行うための遠隔型自動運転システム（監視・通話）を搭載していること。

オ　車イス用スロープなど、バリアフリーに配慮した設備を備えていること。

カ　自動運転車両の保管場所は発注者との協議により決定するものとし、このことに係る調整について発注者が協力する。

キ　車両の維持補修及び自動車保険に関する費用は受託者の負担とすること。

ク　自動車保険は自賠責保険に加え任意保険に加入し、任意保険の条件については、保険の対象となる対人（無制限）・対物（無制限）・搭乗者・車両の事故について、その損害に対する一切の費用を賠償できるものとすること。

ケ　自動運転車両に、ステッカーの貼付け等の装飾を施すこと。

② 関係機関協議

受託者は、公道に自動運転車両を走行させるに当たり、関係機関との協議や必要な申請を行うこと。

③ 走行設定

受託者は、自動運転車両の走行を実施するために必要な事前調査等を行い、運行が可能な状態とすること。

（２） 自動運転実証運行の事業計画作成

受託者は、本業務の履行に当たっての実施体制やスケジュールを記した業務計画書を提出すること。なお、運転手及びオペレーターは、受託者において対応すること。

（３） 自動運転実証運行の実施

令和９年２月から３月までの間の土日・祝日とし、実証期間は１か月程度で実施するものとし、日程等の詳細は市と協議の上、決定する。

なお、受託者は事故の発生により自動運転車両の運行を中断したときは、当該車両に乗車している旅客の保護等の適切な処置をするとともに、速やかに発注者に報告すること。また、その内容を記録し、発注者に事故報告書を提出すること。

ア　運行便数　　１日８便程度（一般乗客以外の特別便を含む。実施時間帯は市と協議の上、決定する。）

イ　運行ルート　　相模原駅北口から小山公民館、相模原スポーツ・レクリエーションパーク、宮下本町を経由する循環ルート（下記参照）

停留所
①相模原駅北口
②小山公民館前
③相模原スポーツ・レクリエーションパーク前
④宮下本町



ウ　自動運転レベル　　自動運転レベル２での運行

エ　運賃　　１乗車１００円を基本とし（ただし、市内及び町田市の小中学生以下の利用者及びその同伴者は無料）当該運賃の設定に当たり受託者において、必要な許可、届出その他の手続を行うこと。

（４） 業務実施体制の構築

受託者は、業務の実施体制について、以下の観点から構築すること。

・業務全体の実施体制（役割分担、責任者等）

・交通事業者との連携体制

・現地対応体制（運行支援、保守、緊急対応等）

（５） アンケート実施

受託者は、実証運行の実施に当たり自動運転技術に関する社会受容性の検証等のため利用者等へのアンケートを実施すること。アンケートの詳細については、市と協議の上、決定すること。

（６） デジタルリテラシーの向上

自動運転技術を身近に感じてもらいデジタルリテラシー及び社会受容性を向上させる目的として、市が実施する自動運転バスの利用につながる取組について、受託者は協力すること。

（７） 報告書作成

① 自動運転車両の利用者数の報告

受託者は、自動運転車両の利用者数について、運行の翌々日までに報告すること。

② 走行データ等の報告

受託者は、本業務において収集した走行データ等の報告書について、令和９年３月３１日までに提出すること。

③ 成果の報告

本事業において、収集したデータについて課題を整理し、自動運転レベル４の社会実装していく上で必要な対策をとりまとめた成果報告書について、令和９年３月３１日までに提出し、検査・検収を受けること。

（８）特記事項

① 業務の再委託

受託者は、本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。受託者は本業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

② 業務委託料の支払

業務委託料は、本業務において発生する運賃収入相当額を差し引いた額で支払うものとする。

③ 委託業務の履行に当たる疑義

受託者は、本仕様書に定めるもののほか本業務の目的を達成するために必要な業務について、市と協議の上、これを実施するものとする。